

運営指導について

令和 7 年度介護保険施設等集団指導

沖縄県保健医療介護部
高齢者介護課

運営指導の目的や内容

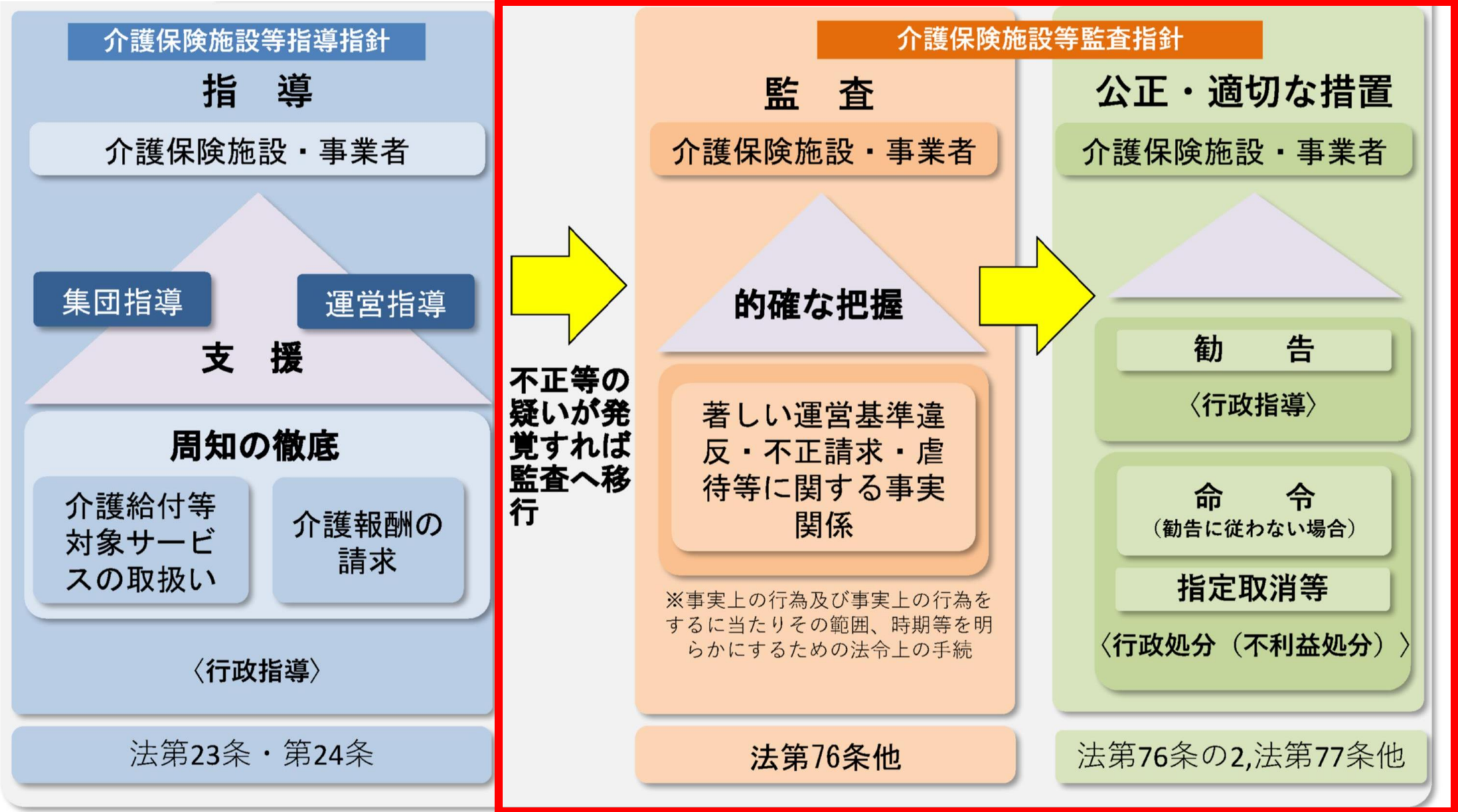
目的

- 介護給付等対象サービスの質の確保
- 保険給付の適正化

実施内容

- ① 介護サービスの実施状況指導（利用者に対するサービスの質を確認するための指導）
 - ・ ケアマネジメント・プロセスに基づくサービス実施の確認
 - ・ 行動・心理症状のある利用者について、事業所から説明を受けながら生活実態を確認
 - ・ 認知症ケア、虐待防止・身体拘束の廃止等への取組等について、事業所へのヒアリングを実施
- ② 最低基準等運営体制指導（基準等に規定する運営体制に関する指導）
 - ・ 個別サービスの質を確保するための体制に関する事項について確認
- ③ 報酬請求指導（報酬基準に基づく介護保険給付の適正な事務処理に関する指導）
 - ・ 届け出た各種加算の要件の適正性及びサービスの実施状況の確認
 - ・ 不適正な報酬の請求がある場合における是正指導
 - ・ 加算等の自己点検シートに基づく事業所側による自主的な点検の促進

運営指導で不正等の疑いが発覚した場合

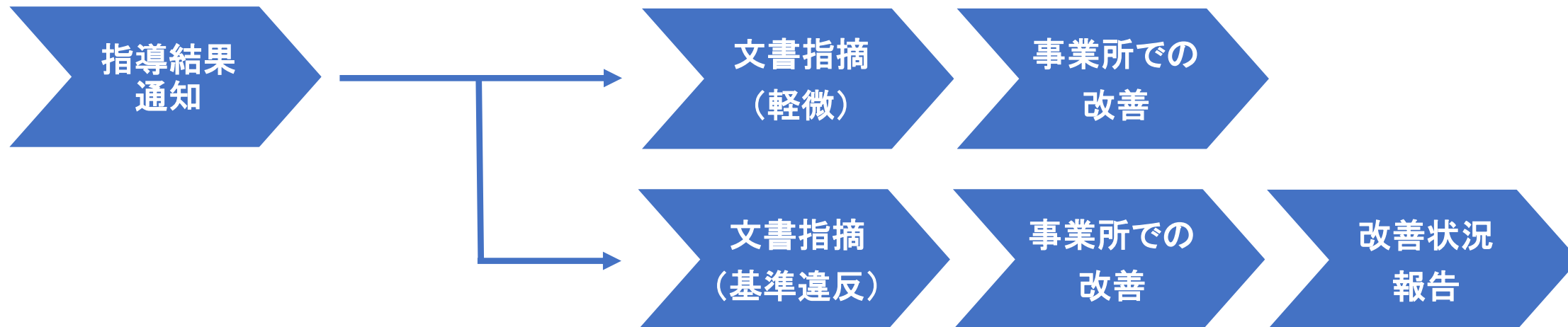


運営指導の流れ

事前～当日の流れ



事後の流れ



①介護サービスの実施状況指導（施設・設備、サービスの質の確認）

施設・設備等の確認

- 管理者等の案内により、「平面図」を見ながら変更部分がないか、その内部を巡回し目視で確認
- 実際と平面図が異なる場合、必須設備や避難経路などに不備がないかどうか等を確認

利用者に対するサービスの質の確認

- 利用者の生活実態の把握
利用者の尊厳の保持が守られているか、利用者の人権が侵害されていないか、虐待や身体的拘束等が疑われる事案がないか等を目視で確認
- 主な確認ポイント
 - ・ 身体や衣類から異臭がしないか。
 - ・ 従業者の姿を見て、急におびえたり、怖がったりしていないか。
 - ・ 服装が汚れていたり、乱れていないか。
 - ・ ベッドに体幹や四肢を紐等で縛られていないか。
 - ・ 寝具やベッド周りが汚れていないか。
 - ・ ナースコールが使えないようになっていないか。
 - ・ 施設及びフロアの入口が日中施錠されていないか。 etc

①介護サービスの実施状況指導（ケアマネジメント・プロセス）

ケアマネジメント・プロセスの流れ



主な確認ポイント

- ・ 利用者の全体像を捉え、自立支援の観点から必要なニーズが引き出されているか。
- ・ 利用者の状態を改善するための課題やニーズの把握が行われているか。
- ・ 日付の記入、署名がされているか
- ・ ケアプラン作成の際、アセスメント、サービス担当者会議が開催されているか
- ・ 決定したケアプランに沿って介護が提供され、モニタリングがされているか
- ・ モニタリング結果をケアプランに反映させているか（コピペで作成していないか） etc

①介護サービスの実施状況指導（高齢者虐待への対応）

高齢者虐待への対応

- 運営指導では、虐待若しくはその予兆がないか、利用者の様子や従業者の態度等を巡回時に確認
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

①介護サービスの実施状況指導（高齢者虐待への対応）

高齢者虐待の具体例

身体的虐待の具体例	○ 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ・ 介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・ 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ○ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
介護・世話の放棄・放任の具体例	○ 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ・ おむつが汚れている状態を日常的に放置している等 ○ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ・ ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く等 ○ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ・ 必要なセンサーの電源を切る。

①介護サービスの実施状況指導（高齢者虐待への対応）

高齢者虐待の具体例

心理的虐待の具体例

- 侮辱的な発言、態度
 - ・ 排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
 - ・ 日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。
 - ・ 排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 など
- 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
 - ・ 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
 - ・ 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
 - ・ 話しかけ、ナースコール等を無視する。
- 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
 - ・ トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
 - ・ 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。

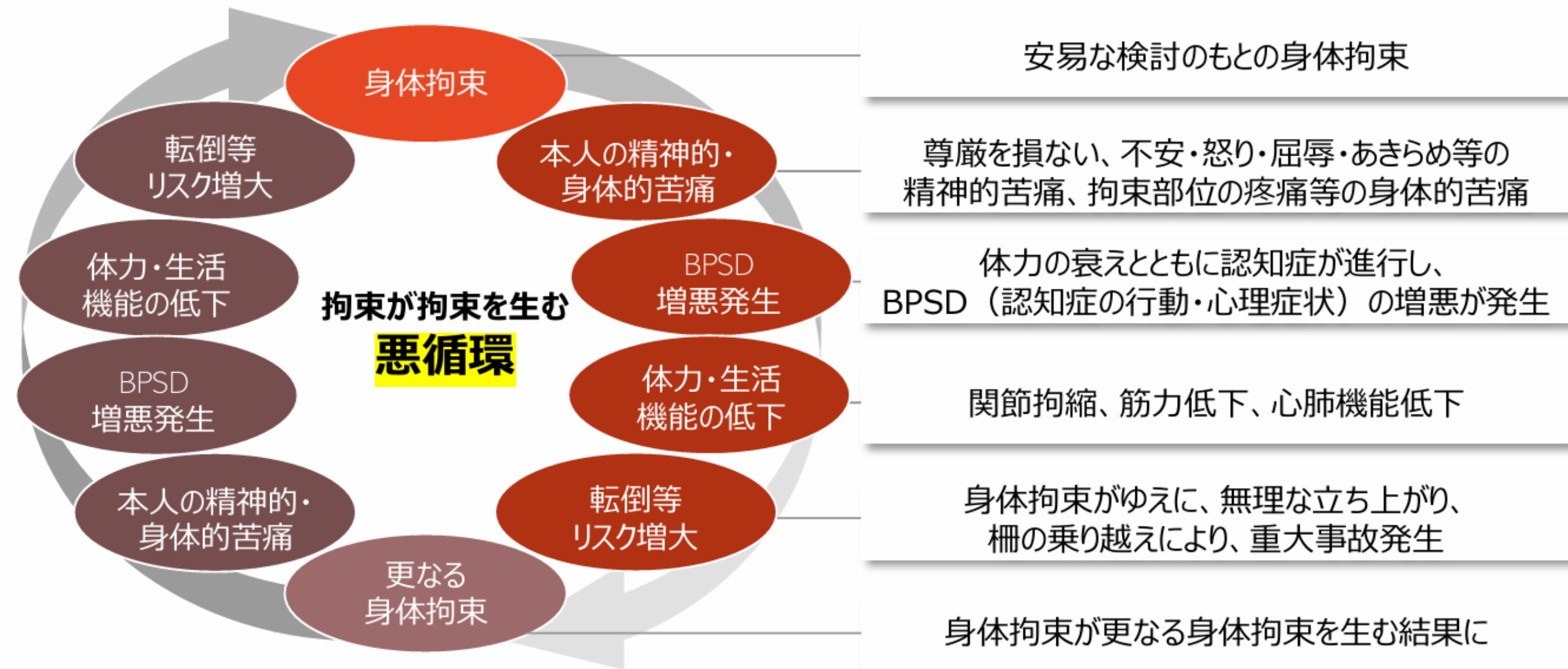
①介護サービスの実施状況指導（高齢者虐待への対応）

高齢者虐待の具体例

性的虐待の具体例	○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 ・ 人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 ・ 本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
経済的虐待の具体例	○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

①介護サービスの実施状況指導（身体的拘束の廃止）

拘束が拘束を生む「悪循環」



②最低基準等運営体制指導（介護サービスの質を確保するための体制に関する指導）

従業者の員数及び勤務体制の確保

- 勤務実績表やタイムカードから実際の員数が確保されているか確認
- 性的言動等を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか確認

非常災害対策

- 非常災害（火災、風水害、地震等）対応のマニュアルや対応計画が策定されているか確認
- それらに基づき避難・救出等の訓練が定期的に行われているかを確認

事故発生の防止及び発生時の対応

- 事故発生防止のための委員会や従業者に対する研修の定期的な実施について確認
- 事故が発生した場合の対応方法が決められているか確認

②最低基準等運営体制指導（介護サービスの質を確保するための体制に関する指導）

その他の確認ポイント

○ 運営状況関係

- ・ 法人の他の部署と兼務している職員はいるか。
- ・ 緊急事態が発生した場合、主治の医師とどのように連絡を取っているか。
- ・ 非常災害に備え、どのような訓練を行っているか。
- ・ 利用者／入所者の秘密保持について、従業員に対してどのような形で誓約をさせているか。
- ・ 苦情をどのように受付けているか。
- ・ 苦情があった場合、どのように対応しているか。
- ・ 最近、ヒヤリハットしたことはあるか。（ある場合は）どのように対応したか。

○ 記録・文書関係

- ・ 運営規程や重要事項説明書に記載されていることに齟齬はないか／最新か。
- ・ 災害対策訓練が適切に行われているか（火災年2回以上、地震、風水害など）。
- ・ いわゆる事故対応マニュアル（名称は問わず）やそれに準じるものが用意されているか。
- ・ 保険者への事故報告は適切に行われているか。
- ・ 身体拘束廃止のための体制整備が適切に行われているか。

③報酬請求指導

基本報酬

- 報酬基準に規定する基本単位数に基づくサービスが実際に行われているかどうか確認
- 架空請求や付増請求を行っていないか確認

(例)

- ・ 訪問介護ではサービスの所要時間で基本単位数が設定されており、いずれかの所要時間に該当するかによって請求する基本単位数が変わるが、本来請求すべき基本単位数ではなく、それより上位の基本単位数で請求すれば付増請求となる。
- ・ 運営指導でこのような事例（その疑いも含む）が発見された場合は、介護保険法第22条第3項の「偽りその他不正な行為」に該当する可能性があるため、直ちに監査に切り替えて事実関係の確認を行う。

加算・減算

- 報酬基準で定めている算定要件を満たしているかどうかについて確認
- 減算については、例えば、人員基準に満たないまま減算せず通常の単位数で請求していた場合は、上記の例と同様に、架空請求と同等の不正請求と認めざるを得ない場合があるため、直ちに監査に切り替えて事実関係の確認を行う。

介護保険施設等による自己点検

基本報酬

- 介護保険施設等の運営等に係る法令や基準への適合状況については、指定又は許可を受けて介護報酬を得ている介護保険施設等自身による自己点検が行われることが望ましい。
- また、事業所が得ている介護報酬は、公費と保険料で負担していることを念頭に置き、事業所が自らの意思で、積極的に自己点検を行うことが重要。

自己点検表

- 沖縄県ホームページにおいて、各サービス別の「自己点検表」を掲載していますので、ご活用ください。
- ダウンロード方法
 - ① 沖縄県ホームページ上部にある「ページ番号検索」をクリック
 - ② 検索欄にページ番号「**1007319**」を入力
 - ③ サービス別の「自己点検表」をダウンロード

トップページ > 子育て・福祉・教育 > 介護福祉 > 介護サービス > 各種届出（介護サービス事業所向け） > 運営指導（旧：実地指導）における事前提出資料等

令和6年度報酬改定に伴う主な項目

令和6年4月から義務化事項

- 栄養ケア・マネジメントの実施
- 口腔衛生管理の強化（特定施設は令和9年4月から義務化）
- 認知症介護基礎研修の受講の義務付け
- 業務継続計画の策定等
- 感染症の予防及びまん延の防止のための措置
- 虐待の防止に係る措置（福祉用具貸与は令和9年4月から義務化）
- 重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表（令和7年4月から義務化）
- 短期入所系サービスの身体的拘束等の適正化（令和7年4月から義務化）

経過措置事項

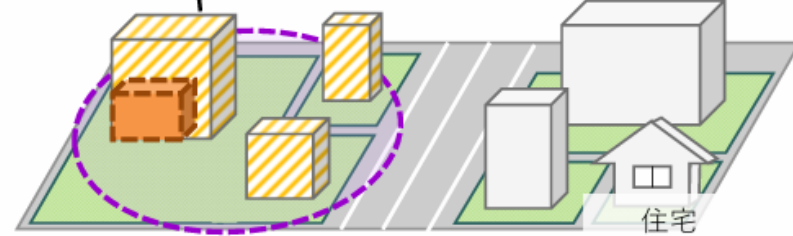
- 協力医療機関との連携（令和9年4月から義務化）
- 介護現場の生産性の向上の取組（令和9年4月から義務化）

4. (1) ① 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し②

現行(例)

- ① 事業所と同一建物等に居住する利用者49人
⇒ 10%減算

- ①以外の同一の建物に居住する利用者3人
⇒ 減算なし



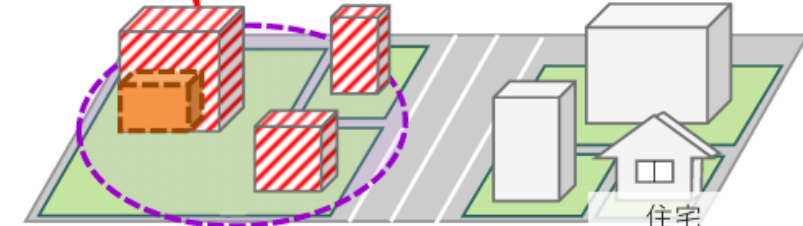
利用者が54人の事業所の場合

住宅
利用者2人
⇒ 減算なし

改定後(例)

- ④ 事業所と同一建物等に居住する利用者49人
($49/54=9割以上$ であるため)
⇒ 12%減算

- ①以外の同一の建物に居住する利用者3人
⇒ 減算なし



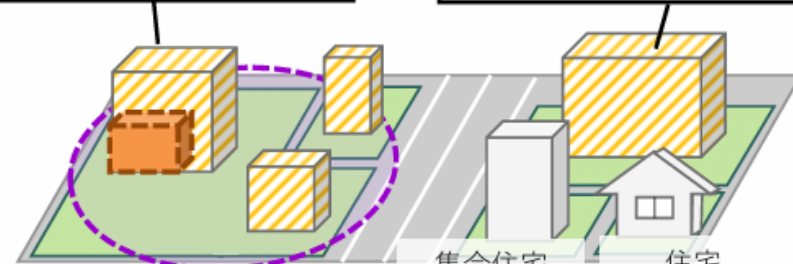
利用者が54人の事業所の場合

住宅
利用者2人
⇒ 減算なし

事業所と同一建物等に居住する利用者が50人以上の場合

- ② 事業所と同一建物等に居住する利用者50人
⇒ 15%減算

- ③ ①以外の同一の建物に居住する利用者20人
⇒ 10%減算



利用者が90人の事業所の場合

集合住宅
利用者10人
住宅
利用者10人
⇒ 減算なし

減算の内容	算定要件
10%減算	①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
15%減算	②：事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
10%減算	③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
<u>12%減算</u>	④： <u>正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合</u>

脚注：



訪問介護事業所



改定後に減算となるもの



現行の減算となるもの



減算とならないもの

(参考) 同一建物減算について

- 訪問介護サービス利用者の一定割合以上が同一建物等に居住する場合、県への届出が必要。
- 令和6年度介護報酬改定で、同一建物減算（12%減算）が新設。
- 訪問介護事業所は毎年2回、同一敷地内利用者割合を計算し、90%超の場合は減算届出を行う必要がある。

(参考) 【訪問介護】同一建物減算に係る届出

沖縄県ホームページ上部にある「ページ番号検索」にページ番号「1006837」を入力

トップページ > 子育て・福祉・教育 > 介護福祉 > 介護サービス > 各種届出（介護サービス事業所向け） > 【訪問介護】同一建物減算に係る届出

指摘事項の例（全サービス共通）

事例 1

「書面掲示」規制の見直し

重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表していなかった。

◆ポイント

- ・ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている。
- ・ 一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない。

指摘事項の例（全サービス共通）

事例 2

非常災害対策

- 避難経路に廃棄予定の物品等がおかれている状況が確認され、避難の妨げとなっていた。
- 非常口としている場所に非常口の表示がない箇所が確認された。

◆ポイント

- ・ 事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならない。

事例 3

加算の算定要件

- 加算の算定の根拠となる書類や記録が適正に作成されていない。
- 加算の根拠となる要件が十分理解されていない

◆ポイント

- ・ 加算を算定する際には、国の算定告示や解釈通知のほか、「介護報酬の解釈（青本）」を参照するなど、加算要件が満たされているか必ず確認を行って下さい。

指摘事項の例（全サービス共通）

事例 4	人員基準欠如による減算
○ 職員の配置数が人員基準を満たしていないのにも関わらず、人員欠如減算をせず、介護報酬を算定していた。 ◆ポイント （例）数ヶ月間にわたり、機能訓練指導員の配置がなされていなかった。（老福、ショートステイ） - 人員基準は当然に遵守すべき事項であり、機能訓練指導員の配置がなされていなかった期間がある場合、個別機能訓練加算の算定の有無に関わらず、人員基準欠如減算の対象となる可能性がある。 - 減算の算定を行うこととなった場合は、当該加算を算定していることが算定要件となっている他の加算についても返還が必要となる場合がある。 - 減算の対象とならない職種であっても、運営基準違反が認められ、その改善が見込まれない場合には、指定取消や指定停止などの処分を受ける可能性があることに留意が必要である。	

指摘事項の例（全サービス共通）

事例 5

日常生活費の徴収

- 日常生活費という名目で、タオル、おしぼり、石鹸、シャンプー、歯ブラシ、ティッシュペーパー等の費用を入所者から一律に徴収していることが確認された。

◆ポイント

- ・ 介護保険給付は、介護サービスが対象。日常生活費（食費・おやつ・共用娯楽費など）は給付の対象外。
- ・ 重複徴収の禁止
介護保険給付と重複する費用の徴収は認められない。
- ・ 一律徴収は不可
日用品等をすべての利用者に対して一律に提供し、その費用を画一的に徴収することは認められない。
- ・ 個別説明と同意が必要
利用者または家族に対し、費用の内容・金額・徴収理由を事前に十分に説明し、同意を得ること（同意書の取得・保管が必須）

（参照）通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年老企54号）

指摘事項の例（全サービス共通）

事例 6

記録の整備

○ 提供したサービスの記録など、事業所が整備し、保管すべき書類が確認できなかった。

◆ポイント

（例）通所介護の場合：

利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

- ・ 通所介護計画書
- ・ 提供したサービスの記録
- ・ 身体的拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録
- ・ 苦情の内容等の記録
- ・ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

指摘事項の例（全サービス共通）

事例 7

各種委員会、研修、訓練等の実施

○ 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催状況が分かる議事録等が保存されていなかった。

◆ポイント

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催した際には、議事録等を作成し、その結果について、従業員等に周知徹底すること。
- ・ 介護施設における各種委員会、研修、訓練等の実施については、一年を通して無理なく実施できるように年間計画を策定することが重要。
- ・ 策定した年間計画は全職員に共有し、研修・委員会の目的、日時、担当者を明確に周知する。
- ・ 研修・委員会の種類ごとに統一された記録様式（議事録、出席者名簿、資料、写真など）を作成し、必ず記載すべき項目（日時、場所、参加者、議題、決定事項、今後の課題など）を明確にすること。

(参考) 各種委員会、研修及び訓練の実施回数等について

	名称	訪問系サービス	通所系サービス	短期入所サービス	居住系サービス	施設系サービス
委員会	虐待防止検討委員会	年 1 回以上	年 1 回以上	年 1 回以上	年 1 回以上	年 1 回以上
	身体拘束等適正化委員会	—	—	年 4 回以上 (3 月に 1 回以上)	年 4 回以上 (3 月に 1 回以上)	年 4 回以上 (3 月に 1 回以上)
	感染対策委員会	年 2 回以上 (6 月に 1 回以上)	年 2 回以上 (6 月に 1 回以上)	年 2 回以上 (6 月に 1 回以上)	年 2 回以上 (6 月に 1 回以上)	年 4 回以上 (3 月に 1 回以上)
	事故防止検討委員	—	—	—	—	年 1 回以上
研修	身体拘束適正化研修	—	—	年 2 回以上	年 2 回以上	年 2 回以上
	虐待防止研修	年 1 回以上	年 1 回以上	年 1 回以上	年 2 回以上	年 2 回以上
	感染対策研修	年 1 回以上	年 1 回以上	年 1 回以上	年 2 回以上	年 2 回以上
	BCP研修	年 1 回以上	年 1 回以上	年 1 回以上	年 2 回以上	年 2 回以上
	事故防止研修	—	—	—	—	年 2 回以上
訓練	感染対策訓練	年 1 回以上	年 1 回以上	年 1 回以上	年 2 回以上	年 2 回以上
	防災訓練	—	年 1 回以上	年 1 回以上	年 1 回以上	年 1 回以上
	BCP訓練	年 1 回以上	年 1 回以上	年 1 回以上	年 2 回以上	年 2 回以上
指針	業務継続計画の策定	○	○	○	○	○
	虐待の防止のための指針	○	○	○	○	○
	感染症のまん延の防止のための指針	○	○	○	○	○
	事故発生の防止のための指針	—	—	—	—	○
	身体的拘束適正化のための指針	—	—	○	○	○
担当者名	事故発生の防止のための委員会	—	—	—	—	○
	虐待の防止のための委員会	○	○	○	○	○

指摘事項の例（居宅サービス）

事例 8

通常の事業の実施地域

- 運営規程における「通常の事業の実施地域」について、客観的にその区域が特定されるように定められていなかった。

◆ポイント

- ・ 指定介護サービス事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒否してはならないとされている。この「正当な理由」の一つに、利用申込者が事業所の通常の事業の実施地域外に居住していることが含まれる。
- ・ したがって、事業所がサービス提供可能な地域を明確にすることで、利用申込者が自身が対象地域に含まれるかどうかを事前に判断できるようになる。

指摘事項の例（居宅サービス）

事例 9

変更届の提出

○ 平面図における区画の用途と実際が異なっており、変更届の提出がなされていなかった。

◆ポイント

- ・ 指定居宅サービス事業所は、平面図に明示された区画の用途に変更があった場合、変更のあった日から10日以内に、その旨を指定権者へ届け出る必要がある。
- ・ ただし、介護老人保健施設や介護医療院の場合、変更届出に加え、「開設許可事項の変更申請」が必要となり、都道府県知事の許可が必要となることに留意。

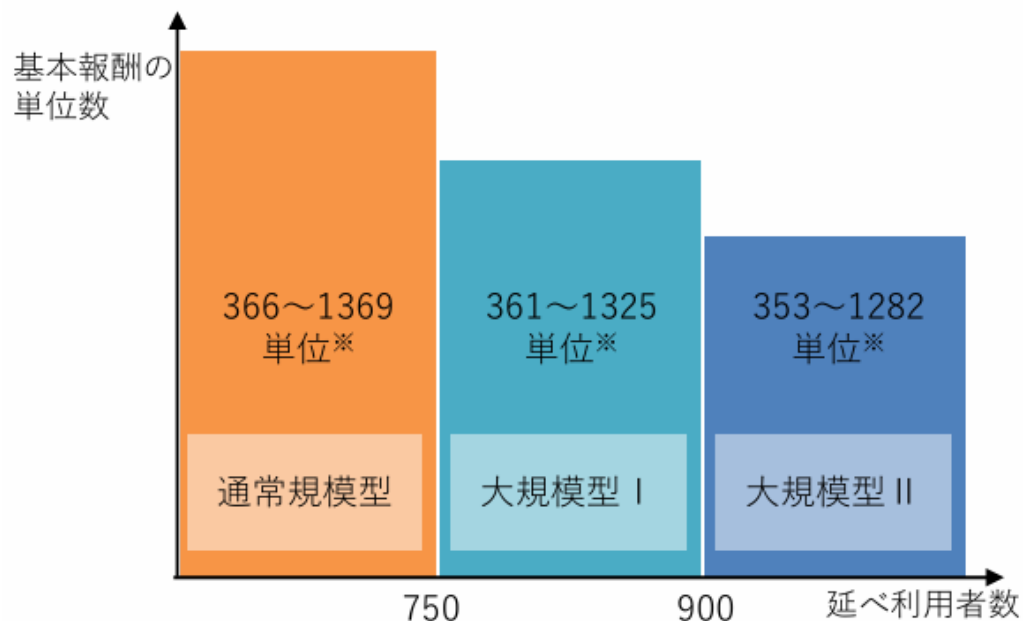
指摘事項の例（通所系サービス）

事例 1 0	事業所規模区分の確認
○ 年 1 度（3 月）通所介護費の算定を行うために必要な、事業所規模区分の確認と体制届の提出がされていなかった。 ◆ポイント ・ 事業所規模区分は、年度（4 月～翌 2 月）の平均利用人員数に基づき算出し、前年度の事業所規模区分から、変更があった場合には、提出期限までに体制届を提出する必要がある。	
事例 1 1	事業所規模区分（特例）の確認
○ 通所リハビリテーション事業所（大規模型）の特例の要件が満たされていなかった。 ◆ポイント 通所リハビリテーション事業所（大規模型）のうち、以下の 2 つの要件を満たす場合には、通常規模型と同じ基本報酬を算定することができる。 ・ リハビリテーションマネジメント加算の算定率が、利用者全体の 80％以上であること ・ 利用者に対するリハビリテーション専門職の配置が 10：1 以上であること	

算定要件等

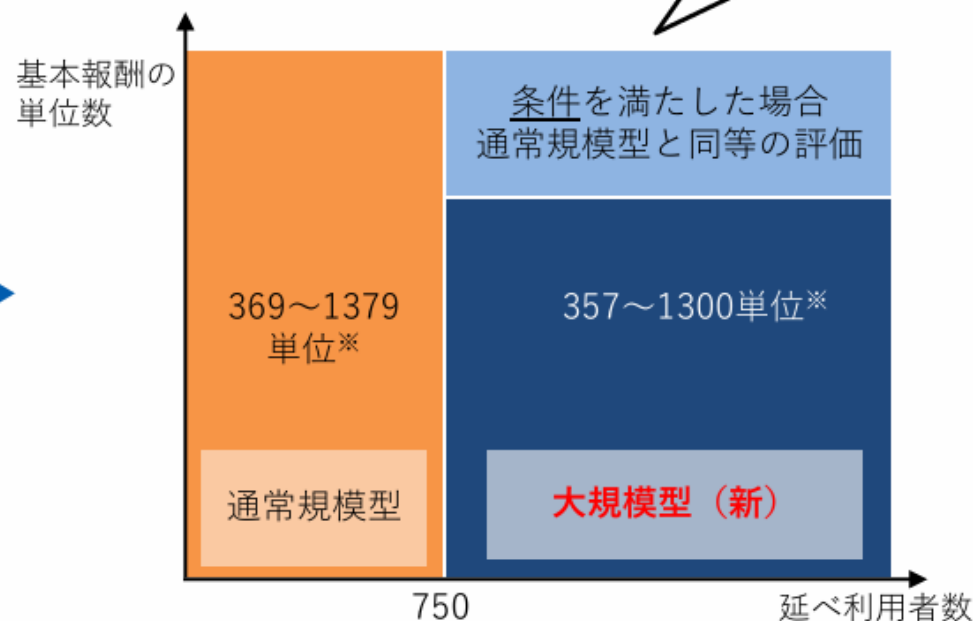
- 通常規模型、大規模型（Ⅰ）、大規模型（Ⅱ）の3段階になっている事業所規模別の基本報酬を、通常規模型、大規模型の2段階に変更する。
- 大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす事業所については、通常規模型と同等の評価を行う。
 - ・ リハビリテーションマネジメント加算の算定率が、利用者全体の80%以上であること。
 - ・ 利用者に対するリハビリテーション専門職の配置が10：1以上であること。

現行



改定後

- ✓ リハビリテーションマネジメント加算を算定している利用者が80%以上
- ✓ リハビリテーション専門職の配置が10：1以上



※ 利用時間、要介護度毎に設定

指摘事項の例（通所リハビリテーション）

事例 1 2	記録の整備
○ 医師が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して行った指示内容が診療録に記入されていなかった。 ◆ポイント ・ 医師は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して行った指示内容の要点を診療録に記入すること。	
事例 1 3	通所リハビリテーション計画の作成
○ 医師の診療や利用者の病状、心身の状況、利用者の意向が、リハビリテーション計画書へ反映されていなかった。 ◆ポイント ・ 通所リハビリテーション従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）通所リハビリテーション計画を作成する。	

指摘事項の例（訪問介護）

事例 1 4

特定事業所加算

- 個別の研修計画が立てられていない訪問介護員がいる。
- 定期的な会議に登録ヘルパーが参加していない。
- 利用者情報やサービス提供上の留意事項の伝達が口頭のみで行われている。

◆ポイント

- ・ 訪問介護員等、サービス提供責任者ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期を定めた研修計画の策定と実施が必要。
- ・ 技術的指導を目的とした会議を月 1 回以上開催。登録ヘルパーも含めてサービス提供に当たる全ての訪問介護員の参加が必要。
- ・ サービス提供責任者から訪問介護員等に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等確実な方法での伝達（直接文書で渡す、メール等）してからサービスを開始する。
- ・ サービス提供責任者は、サービス提供終了後に訪問介護員から報告を受けること。また、報告内容について、文書にて記録を残すこと。

指摘事項の例（入所系サービス）

事例 1 5

ケアプランの説明・同意

○ サービス提供開始日後に、ケアプランの同意を得ている事例が確認された。

◆ポイント

- ・ 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得られなければならない。

事例 1 6

各種加算の説明と同意

○ 加算要件に必要な指針の整備や、利用者家族への説明、説明を行った経緯等が確認できず、同意が得られているのかの確認ができなかった。

◆ポイント

- ・ 入所者や家族に対し、速やかに加算内容、目的、利用者負担額について丁寧に説明し、同意を得て、その記録を書面で作成すること。

指摘事項の例（全サービス共通）

事例 17

喀痰吸引等の実施

- 無資格者、もしくは所定の研修を修了していない者が喀痰吸引等を行っていた。
- 登録特定行為事業者の登録を受けていない事業所・施設にて喀痰吸引等を行っていた。

◆ポイント

- ・ 喀痰吸引等は医行為に該当する。無資格者が要件を満たさず実施した場合は医師法違反と判断され、行為を実施した介護職員に懲役、罰金などの刑事罰が科される可能性がある。
- ・ 事業所・施設に勤務する職員を守るためにも、喀痰吸引等制度を適切に実施されているかを確認し、適切に実施されていない場合は、速やかに所定の手続を行うこと。

（参考）介護保険サービス事業所向け喀痰吸引等制度の案内ページ



(参考) 喀痰吸引等制度について

○ 介護職員等によるたん吸引等の制度（喀痰吸引等制度）

- ・ 沖縄県ホームページ上部にある「ページ番号検索」にページ番号「1006837」を入力

トップページ > 子育て・福祉・教育 > 一般福祉 > 社会福祉 > 介護職員等による喀痰吸引等の制度 > 介護職員等によるたん吸引等の制度（喀痰吸引等制度）

○ 沖縄県喀痰吸引等ポータルサイト（外部リンク）

<https://ikea.kukuruokinawa.com/>

○ 喀痰吸引等制度及び事業者登録案内（高齢者介護課）

- ・ 沖縄県ホームページ上部にある「ページ番号検索」にページ番号「1024349」を入力

トップページ > 子育て・福祉・教育 > 介護福祉 > 介護サービス > 喀痰吸引等事業者登録 > 喀痰吸引等制度及び事業者登録案内（高齢者介護課）

外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について

- 令和7年4月から、特定技能外国人が特定の条件を満たす場合、訪問系サービス事業所で働くことができるようになりましたが、以下のことに注意してください。
- 働ける場所・業務内容
 - ・ 訪問介護および通所介護事業所内での、介護保険法に基づく業務のみ。
- 働けない場所・業務内容
 - ・ 併設されている住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅
 - ・ 介護保険法に基づかない業務（例えば、施設の運営に関わる業務や保険外の自費サービス業務等）
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所であっても、「外部サービス利用型」の場合、特定技能外国人が働くことは認められていません。

介護報酬の解釈（通称：赤本、青本）



- ・ 制度改正の年に発刊される
- ・ 全介護サービスの基準、報酬等が掲載
- ・ 事業所に備え付けは必須
- ・ 緑本（Q&A集）も備え付けが望ましい